

山形県遊佐町沖における概要説明

資源エネルギー庁

山形県遊佐町沖における案件形成から促進区域指定まで経過

時 期	【山形県】地域協調型洋上風力発電研究・検討会議		【山形県遊佐町沖】法定協議会
		遊佐沿岸域検討部会	
H30年 7 月～	検討会議 2 回（H30年度） 検討会議（R元. 12月）	検討部会 3 回（H30年度） 検討部会 3 回（R元年度）	
R 2 年 2 月	国への情報提供①		
R 2 年 7 月	準備区域に整理		
R 2 年 9 月～	検討会議（R3. 2月）	検討部会 2 回（R2. 9月， R3. 1月）	
R 3 年 3 月	国への情報提供②		
R 3 年 9 月	有望区域に整理		
R 3 年 9 月～	検討会議（R4. 3月）	検討部会 2 回（R3. 9月， R4. 1月）	第 1 回協議会（R4. 1月）
		住民説明会①（R4. 5月）	第 2 回協議会（R4. 9月）
	検討会議（R5. 3月）	検討部会（R5. 1月）	第 3 回協議会（R4. 12月）
		住民説明会②（R5. 3月）	第 4 回協議会（R5. 3月）
R 5 年10月	促進区域に指定		

※ 山形県ホームページ及び関係者への聞き取りを基に作成

＜法定協議会の構成＞

○ 構成団体（13団体）

（行 政）経済産業省（資源エネルギー庁），国土交通省（港湾局），農林水産省（水産庁），山形県，遊佐町
（漁業者）山形県漁業協同組合，山形県内水面漁業協同組合連合会，山形県鮭人工孵化事業連合会，
（有識者）東北公益文科大学，（一財）日本エネルギー経済研究所，（一社）海洋産業研究振興協会

○ オブザーバー（2団体）

環境省，（公財）海洋生物環境研究所

山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ（概要）

第1回 2022年1月24日開催（議題：協議会の運営について、意見交換）

第2回 2022年9月2日開催（議題：専門家等からの情報提供（漁業影響、環境影響、振興策等）、意見交換）

第3回 2022年12月19日開催（議題：これまでの協議会でだされた意見、漁業影響調査や地域・漁業振興策のたたき台）

第4回 2023年3月29日開催（議題：協議会意見とりまとめ）

<留意事項>

（１）全体理念

- ✓ 選定事業者は、地元自治体とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。
- ✓ 協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承する。 等

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ✓ 選定事業者は、基金への出捐（発電設備出力(kw)×250×30で算定される額）等を通じて地域や漁業との協調策・振興策を講じる。公募占用計画の作成にあたっては、「とりまとめ別紙」に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ✓ 地方自治体以外に基金を設置する場合は、基金台帳を備え付け、定期的に外部監査を受ける。
- ✓ 選定事業者は、漁業影響調査を行う。 等

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ✓ 選定事業者は、本海域における漁業への影響を考慮し、関係漁業者へ協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、海岸線から1海里(1マイル)より陸側の海域には洋上風力発電設備等を設置しない。 等

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、事前調査、建設等に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部等への協議等を行う。 等

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ✓ 選定事業者は、メンテナンスの実施に当たっては、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。
- ✓ 選定事業者は、発電設備周辺の船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者等への協議等を行う。 等

（６）環境配慮事項について

- ✓ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明する。 等

（７）その他

- ✓ 今後、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行う。

とりまとめ別紙 -洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像-

- ✓ 遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現。

山形県遊佐町沖における将来像

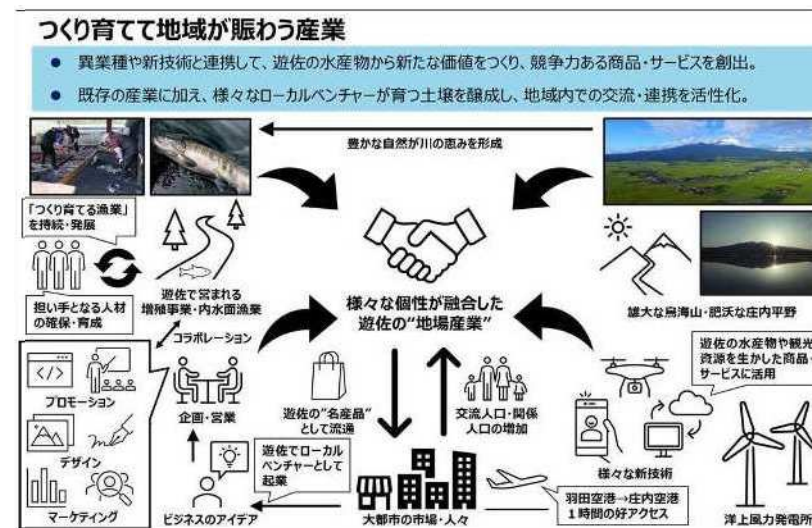
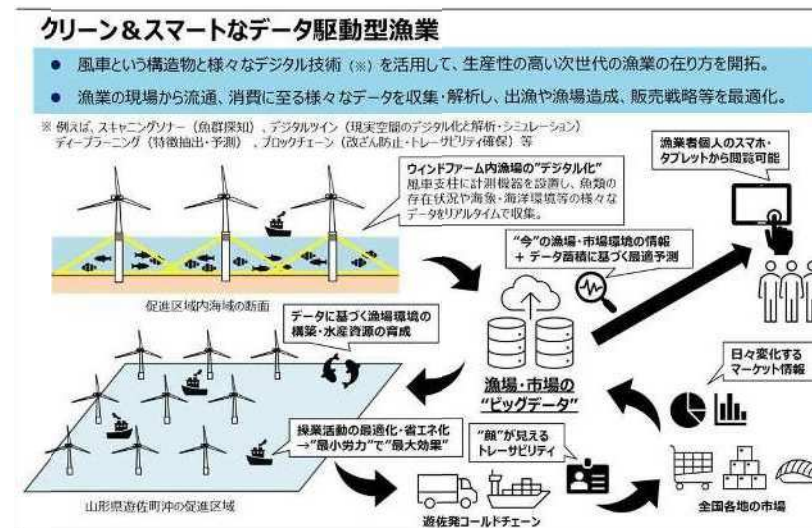
- 海面漁業の持続可能な生産基盤と**水産業の成長産業化**、川の恵が次世代にも持続し**地域とともに成長・発展する内水面漁業・生産活動**を実現。
- 若者が自発的に地元へ定着し、**地域外からも遊佐への移住・定住**を選択肢に入れるような、**持続可能で魅力あるまちづくり**を実現。

◎ 漁業協調策

- ①操業環境の変化に対応した「付加価値の高い稼げる漁業」の実現 → **クリーン&スマートなデータ駆動型漁業**
- ②良好な内水面環境等を生かした「つくり育てる漁業」の持続と発展 → **つくり育てて地域が賑わう産業**

◎ 地域振興策

- ①地域における新産業の育成、関連する雇用確保
- ②電力の地産地消
- ③地元での環境教育・人材育成
- ④観光振興
- ⑤港湾・漁村地域の活性化
- ⑥安全・安心な暮らしの実現、自然・海洋環境への保全



出典：山形県遊佐町沖における協議会 第4回 資料8（協調策・振興策の参考イメージ）

※ 上記は参考イメージであり、事業者の提案がこの通りの内容になることを意味するものではない。実際に実施する内容は、選定事業者の提案を基に別途協議による。